

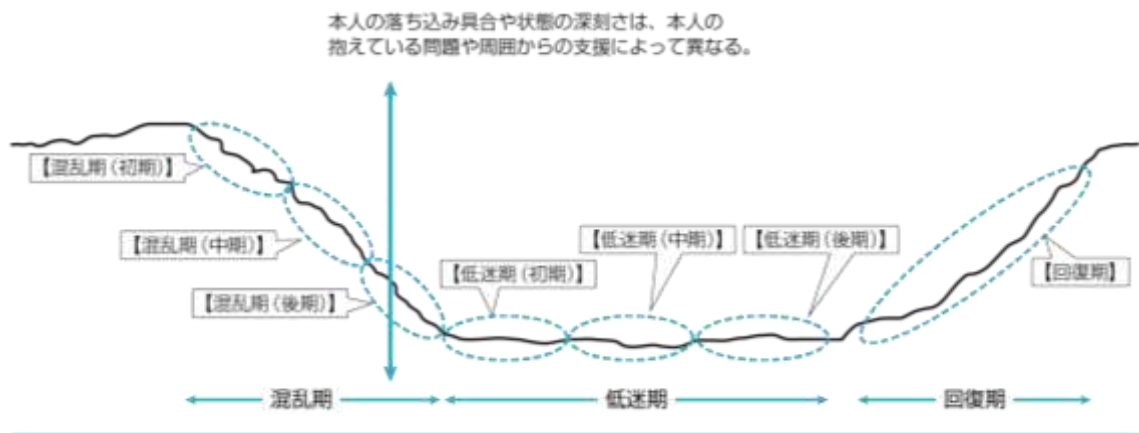
3 不登校や中途退学の児童・生徒の状況

(1) 不登校児童・生徒の心の動き

不登校からの回復の道のは、その様相や期間など、一人一人違っており、決して一様ではない。しかし、一般的にその状態は大きく三つの時期に分けることができる。

以下に示す【図表 35】は、都教育相談センターが対応した不登校の相談から、子供の心の揺れ動きを捉え、一般的なパターンとして整理したものである。

図表 35 不登校からの回復への道のはり（子供の心理）



・子供の心理（混乱期）

初期…勉強・部活・友人関係等で「なんで、こうなるの?」という疑問や「これから、どうなるの?」という不安を感じつつも、これまでの自分を維持しようと焦っている。

中期…必死になっているにもかかわらず、思うようにいかないことが続く。自分や周りに対する苛立ちにさいなまれながら、何をしたら良いか分からず混乱する。

後期…不安や焦り、怒りなどからくる混乱状況に疲れ、攻撃的になったり自暴自棄的になったりする。

・子供の心理（低迷期）

初期…混乱しないで済むように、「不安になること」、「焦ること」は避け、少しでも安定していただけることを望む。

中期…将来への不安を感じるとともに、いつ安定した状態を崩されるか周囲に対して疑心暗鬼になる。現状をなんとか維持しようとする。

後期…安定はしていたものの、どこか物足りなさを感じ、動きたい衝動にかられる。しかし、一方で以前と同じ苦しみは味わいたくないので躊躇することも多い。

・子供の心理（回復期）

安定が崩れないか心配になりつつも、自分を励まして、頑張ろうとする。行動範囲や生活範囲を広げ、もう一度学校生活を送ってみたいとか、外の世界とつながりたいと思う。

（「広報 すこやかさん 第 32 号」（都教育相談センター）平成 24 年 10 月より抜粋）

こうした一連の心の動きの中で、特に混乱期や低迷期においては、児童・生徒は、「学校に行けない自分が情けない」、「自分は価値がない人間である」と自分を責めることもあり、「何とかしなければならぬ」と思うもののどうしてよいか分からず、うまくできずに苦しみ、葛藤している。

不登校やひきこもりの状態が長期化すると、そもそも学校に行けなくなった原因や外に出られない理由についての悩みだけではなく、これからどうなっていくのかといった将来への不安も重なることから、混乱が深まり、ますます行動しづらくなってしまふといった傾向も見られる。

児童・生徒が悩んでいる状況に対して、「ものの見方や考え方」を広げ、気持ちが楽になるよう支えることが必要であるとともに、児童・生徒が抱える課題の早期発見と早期対応が重要である。

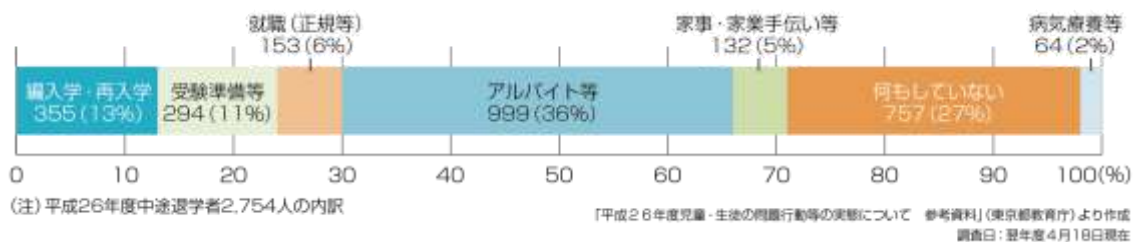
不登校の児童・生徒の中には、どうしても学校に戻ることができない者がいることも理解して対応することが大切である。その一方で、「学校へ行きたい」という気持ちを持たせることができれば、不登校の改善につながることを期待できる。

(2) 中途退学者の退学後の状況

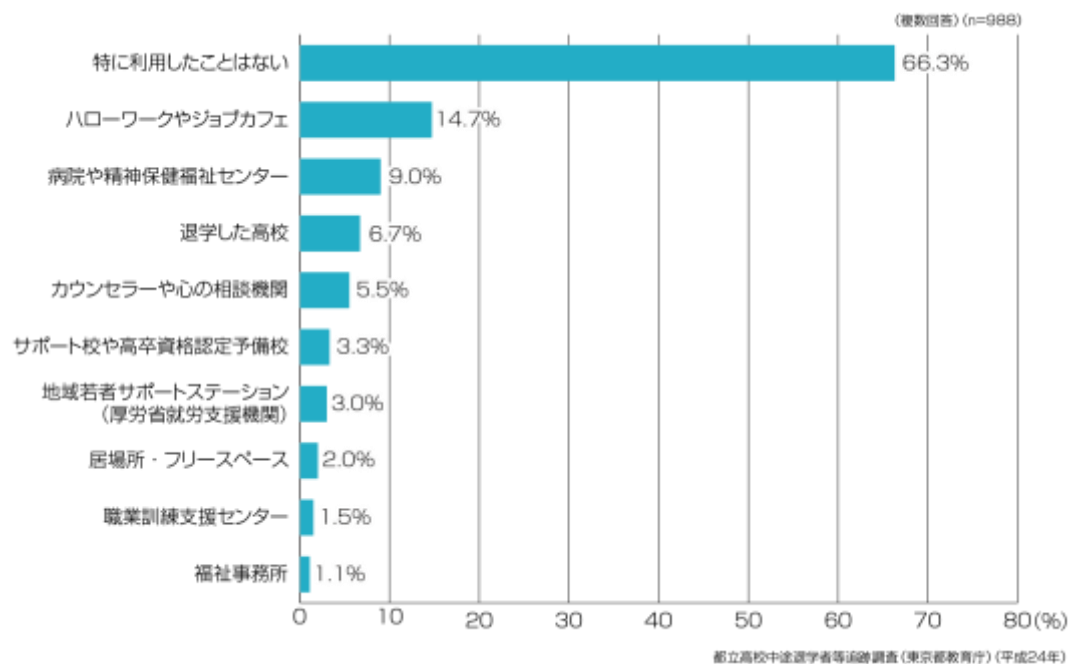
中途退学者の退学後の進路（中途退学した翌年度の4月現在の状況）を見てみると、編入学等をして学校に復帰した者がいる一方で、約6割は、何もしていなかったり、アルバイト等の非正規雇用に従事している状況にある。【図表36】

そうした状況の中、中途退学者の多くは、ハローワークや学習支援機関等の支援機関をあまり利用していない傾向が見られる。【図表37】

図表 36 中途退学者の進路状況（平成26年度）



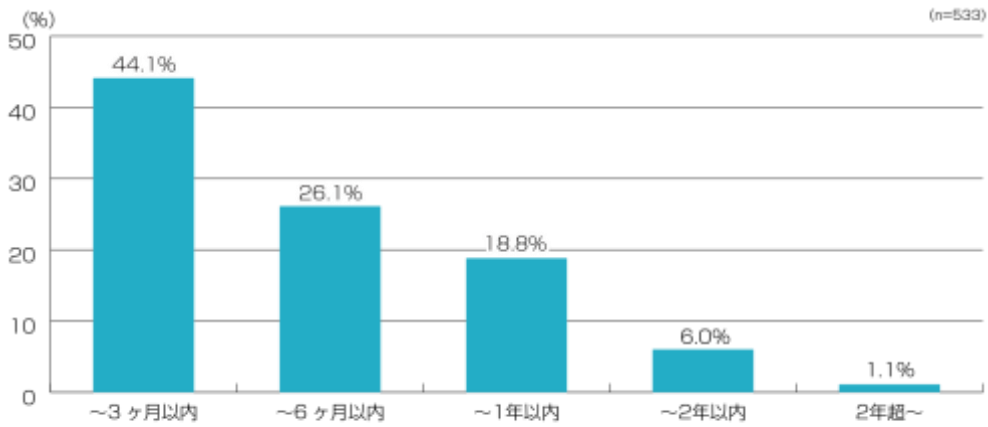
図表 37 中途退学者の支援機関の利用状況



中途退学後、勉強や仕事などをせず、何もしていない時期がある者の多くは、就職や再就学に向けて活動を開始するまで、数か月から1年程度（平均6か月程度）の期間を要している。【図表38】

何もしない期間が長期化すると、就労や再就学が困難になるおそれがあることから、退学後、速やかに必要な支援機関につなぎ、進路決定に向けた支援を行っていくことが求められる。

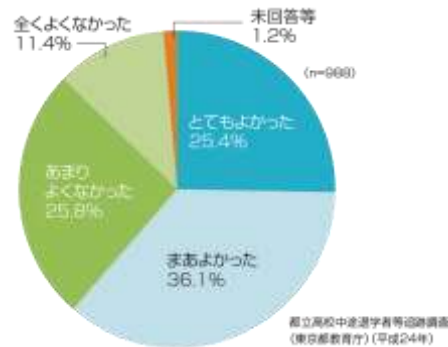
図表 38 退学して何もしなかった期間



(注) 988名のうち、退学してから、勉強も仕事もしない時期があった者を対象に質問
都立高校中途退学者等追跡調査(東京都教育庁)(平成24年)

なお、退学してよかった(とてもよかった、まあよかった)と回答する者が約6割いることに留意する必要があるが、その場合でも、退学後、正規雇用の就職や高校等への再就学には結び付いていないケースも多いことから、退学後の支援の在り方が課題である。【図表 39・40】

図表 39 今振り返って退学してよかったか

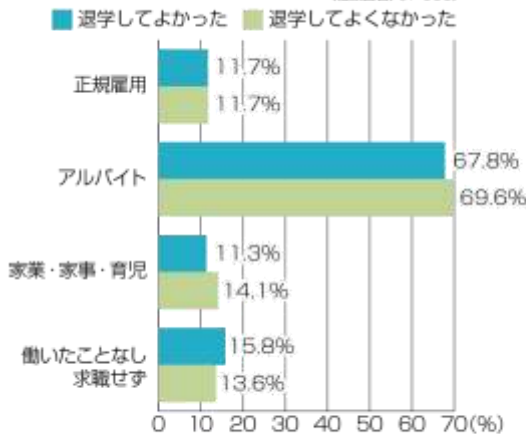


都立高校中途退学者等追跡調査
(東京都教育庁)(平成24年)

図表 40 退学してからこれまで仕事をする機会や勉強に取り組む機会があったか

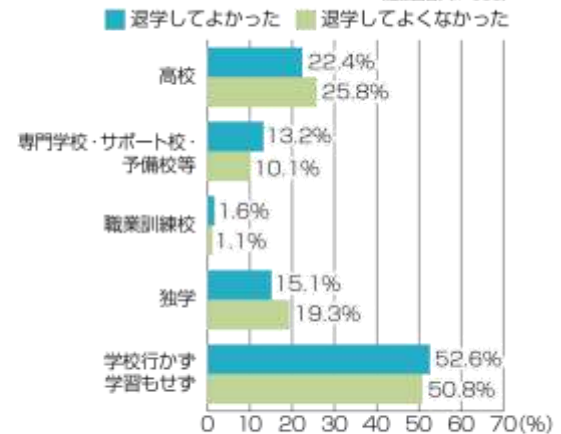
退学してからこれまで仕事をする機会があったか

(複数回答)(n=988)



退学してからこれまで勉強に取り組む機会があったか

(複数回答)(n=988)



(注) 退学してよかった: 図表39「とてもよかった」「まあよかった」と回答した者
退学してよくなかった: 図表39「全くよくなかった」「あまりよくなかった」と回答した者

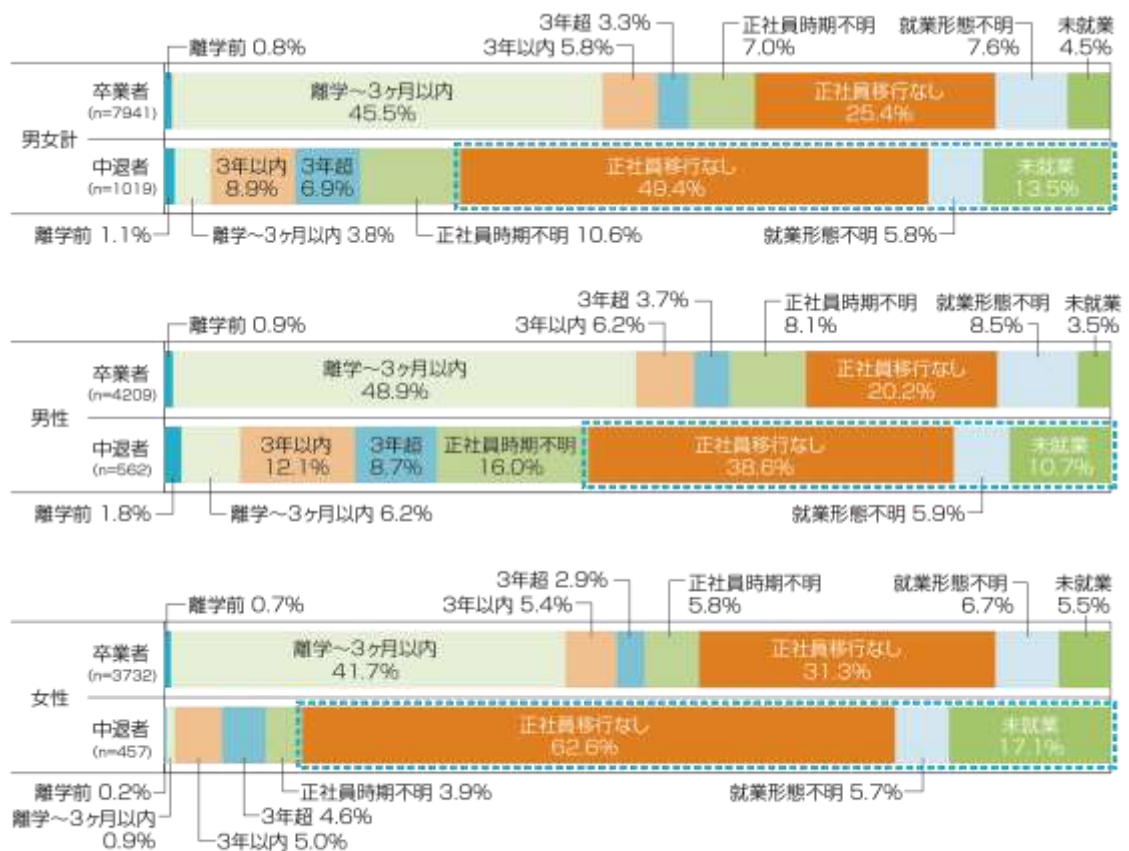
都立高校中途退学者等追跡調査(東京都教育庁)(平成24年)

高校を卒業又は中途退学してから正社員に就業するまでの期間について、全国の20～29歳を対象に抽出して行った、厚生労働省の「第1回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）」を、独立行政法人労働政策研究・研修機構が分析したものが【図表41】である。

これによると、高校中途退学者が正社員になっていない割合は、高校卒業者と比べて高く、約6割（男性約5割、女性約8割）である。また、未就業（ニート状態）の者は、高校中途退学者のうち、13.5%（男性10.7%、女性17.1%）となっている。【図表41】

さらに、高校中途退学者の失業率は14.6%、高校卒業者の失業率は6.1%であり、高校中途退学者の失業率は、高校卒業者と比べて約2.4倍高い状況である。【図表42】

図表 41 高校卒業・高校中途退学から正社員就業までの期間



(注) 離学：卒業又は中途退学して学校を離れること。
(注) 「卒業者」には、大学等進学者を含まない。

独立行政法人労働政策研究・研修機構2015「大学等中途退学者の就労と意識に関する研究」より作成

図表 42 高校中途退学者と高校卒業者の失業率

失業率 (注)		20～29歳		
		男性	女性	男女計
	高校卒業者	4.7%	7.8%	6.1%
	高校中退者	12.3%	17.9%	14.6%

(注) 失業率は、「無業求職者/(就業者+無業求職者)×100」としている。

(注) 「高校卒業者」には、大学等進学者を含まない。

独立行政法人労働政策研究・研修機構2015「大学等中途退学者の就労と意識に関する研究」より作成

4 不登校・中途退学の捉え方

不登校の捉え方

不登校に対する基本姿勢としては、文部科学省が示している認識と同様、不登校は、特定の子供に起こる心の問題ではなく「どの子供にも起こりうること」であり、「進路の問題」として捉えることが必要である。

また、「不登校の要因・背景が多様であることから、教育上の課題としてのみ捉えて対応することが困難な場合がある」ことに留意する必要がある。

不登校となり児童・生徒の成長に必要な教育や体験の機会が得られない状況が続くと、将来、社会的・職業的に自立の難しい若者を生み出すことにつながりかねない。このため、学校は不登校の未然防止、予兆の早期発見及び発見した課題への早期対応に努めるとともに、児童・生徒が不登校になった場合には、迅速に支援を開始して、児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくことが必要である。

中途退学等の捉え方

高校の中途退学についても、不登校と同様、生徒の将来の社会的・職業的自立という観点から、「進路の問題」として捉えることが必要である。

現在、ほとんどの中学生が高校へ進学している状況（都内公立中学校卒業者の高校等への進学率 98.2%（学校基本調査 平成 26 年度・東京都））や、最終学歴が中学校卒業である者の雇用環境の厳しさを考慮すると、高校の中途退学者は、正規雇用での就職が困難となり、フリーターなど非正規雇用を前提とした低賃金就労者になりやすく、生涯にわたって低収入層になるおそれも少なくないと考えられる。

また、学校という所属団体がなくなることにより、見守られ、支援されるという関係が途絶えることも課題である。教員や友人等の相談相手を失い、公的支援機関等の社会資源の活用方法を知らないまま、社会的なつながりが薄れ、支援が行き届かなくなる懸念がある。

学校は中途退学の未然防止に努めるとともに、生徒が中途退学する場合には、生徒に応じた支援が退学後も継続されるよう取り計らっていくことが必要である。

高校への進学が生徒の希望や適性に合ったものであることが望ましいが、15 歳という年齢で進学先を選択することから、入学後に自らの進路希望が明確になるケースも考えられる。

そうした場合、生徒の希望や適性という観点から、高校に在学し続けることが本人にとって必ずしも最善でない場合もあり、中途退学を、生徒の社会的自立に向けた進路として前向きに選択することもあり得るということにも留意する必要がある。

また、転学という選択をすることも考えられる。

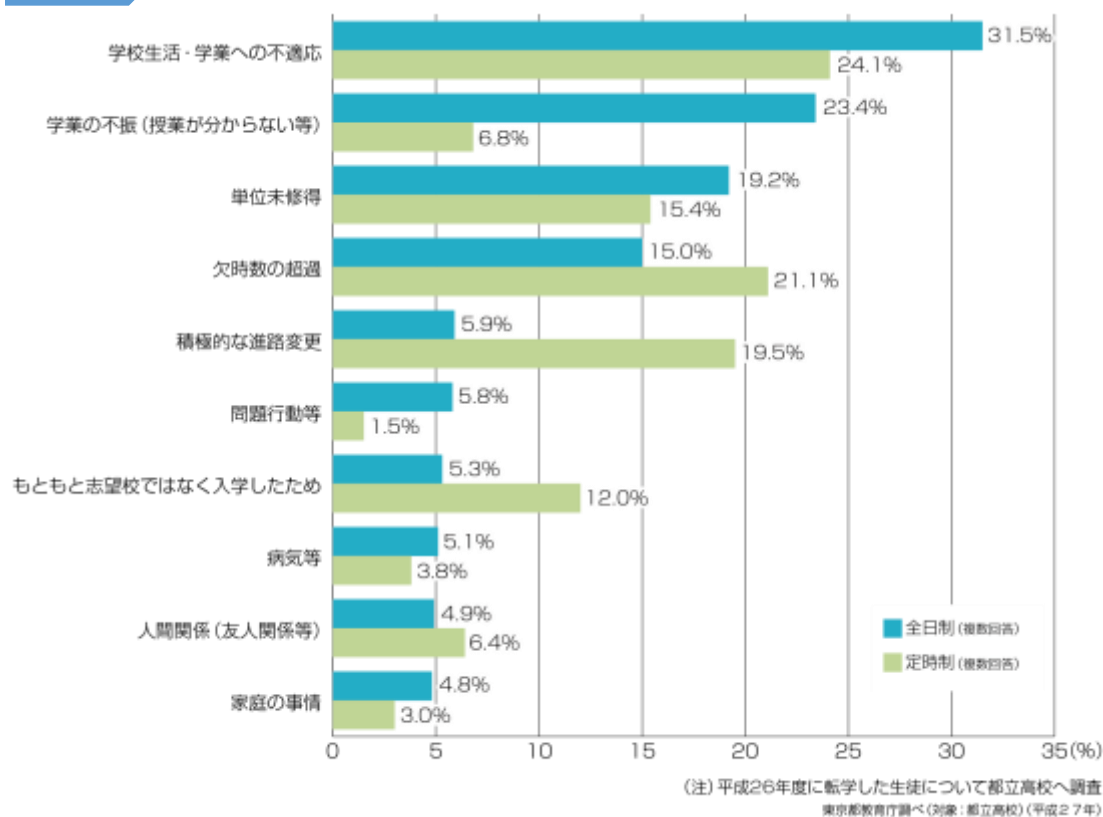
転学は、それまで在籍していた高校から、引き続き他の高校の相当学年に移ることであり、切れ目なく高校に通い続けることができるため、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の定義による「中途退学」には含まれない（19 ページ参照）。

しかしながら、実態としては、学校生活・学業への不適応、学業の不振、授業の欠席時数の超過や

単位未修得などの理由から他の高校へ移ることを考えるケースが多い。【図表 43】

このため、転学という選択についても、生徒の進路の問題、将来の社会的自立という観点から捉えるべきである。

図表 43 転学した生徒の主な転学理由



子供をめぐる社会環境

不登校や中途退学の対策を検討していくに当たっては、近年、社会問題となっている貧困、虐待、ひきこもりなど、子供をめぐる社会環境や家庭環境の変化について考慮する必要がある。

国は、平成 26 年 8 月に、「子供の貧困対策に関する大綱」を公表した。

その中では「子供の貧困率」が 16.3% (平成 25 年国民生活基礎調査) であり、子供の 6 人に 1 人が貧困の状態にあるというデータが示されている。

全国の児童相談所に寄せられる虐待に関連する相談対応件数は、近年増加傾向にあり、平成 26 年度 (厚生労働省調べ (速報値)) は、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、約 7 倍となっている。

さらに、都教育委員会が、都内公立学校の校長に対して、小・中学校や高校の通常の学級に在籍する、発達障害と考えられる児童・生徒の在籍状況を尋ねた調査では、発達障害と考えられる児童・生徒 (※) (以下「発達障害のある児童・生徒」という。) が、小学校では 6.1%、中学校では 5.0%、高校では 2.2% 在籍していることが明らかになっている (平成 26 年・27 年 東京都教育庁調査)。

こうした子供たちの中には、その言動が周囲になかなか理解してもらえず、自尊感情の低下、焦燥感の高まり、自信の喪失などにつながる者もいる。

(※) 本報告書では、「医師等から発達障害の診断を受けている児童・生徒」及び「医師等の診断は受けていないものの、児童・生徒を指導・支援する学校教職員等の関係者から見て発達障害ではないかと考えられる児童・生徒」のことをいう。

また、不登校や中途退学が引き金となり、ひきこもりになるといった事例も報告されている。平成 22 年に内閣府が 15～39 歳を対象に行った「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、ひきこもりの者の 11.9%が、ひきこもりの状態になったきっかけとして、「小学校・中学校・高校の不登校」を挙げている。

こうした事例や課題があることも念頭に置いて、不登校や中途退学の要因や背景を的確に捉え、支援の在り方を考えていく必要がある。【参考 1】

一方、NPOや不登校の子供を持つ親の会等が中心になって、不登校の児童・生徒や中途退学者を支援しようと、子供たちの居場所を設けたり、相談支援を行ったりする取組も広がっている。

民間の活動の広がりなどにより、保護者の不登校や中途退学に対する捉え方や学校という場に対する考え方も変化しており、子供の学び方や育ち方は様々あってよい、子供にとって安心していられる居場所があることが大事である、といった考え方を持つ保護者もいる。

参考1 不登校や中途退学との関連が指摘される諸課題に関する調査結果

不登校や中途退学と関連する課題として、専門家等から、家庭状況、発達障害、学業不振等の事例が指摘されることがある。

このため、都教育庁は、小・中学校及び高校の校長や学級担任に対して実態把握のための調査を行った。その結果は、以下（32～34 ページ）のようになっている。

もっとも、家庭状況、発達障害、学業不振等について、これらが直接的な要因となって不登校や中途退学を招くものではなく、様々な要因が複合的に重なり合っていることに留意すべきである。

学校や教育委員会は、一人一人の児童・生徒を十分に把握した上で、福祉等関係機関と連携して、児童・生徒に対するきめ細かい支援の実施や保護者に対する支援の充実など、必要な対応を検討・実施していくことが重要である。

【家庭状況について】

- (1) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）では、不登校や中途退学の理由に関し家庭の事情等について調査しており、その結果は下表のとおりである。

■長期欠席の理由				人 (%)	
	小学校	中学校	高校		
経済的理由	0 (0.0%)	2 (0.0%)	115 (2.2%)		

■不登校となったきっかけ				人 (%)	
	小学校	中学校	高校		
家庭の生活環境の急激な変化（親の単身赴任等）	154 (6.0%)	180 (2.4%)	78 (2.2%)		
親子関係をめぐる問題（親の叱責等）	360 (14.0%)	445 (5.9%)	109 (3.1%)		
家庭内の不和（両親の不和等）	51 (2.0%)	126 (1.7%)	50 (1.4%)		

■中途退学の理由			人 (%)	
	高校（全日制）	高校（定時制）		
経済的理由	4 (0.3%)	22 (1.4%)		
家庭の事情	29 (2.4%)	51 (3.3%)		

平成27年度学校基本調査（文部科学省）の都内公立学校分
平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の都内公立学校分、都立高校分

- (2) 家庭の経済的状況に関連した指標として、不登校児童・生徒の保護者の就学援助等の受給状況を調査したところ、下表のとおりで、小・中学校においては、都内公立学校全体の受給率よりも高い割合となっている。

■不登校児童・生徒の保護者の就学援助等の受給状況			
	小学校	中学校	高校
就学援助の受給（費保護者・準費保護者）	約3割	約4割	—
高校生等奨学給付金の受給	—	—	約1割

東京都教育庁調べ（対象：都内公立小中学校、都立高校）（平成27年）

（参考）

- ・都内公立小・中学校の就学援助率：小学校 19.9%、中学校 27.8%（平成25年度）
- ・なお、準費保護については、区市町村によって認定基準が異なる。
- ・都立高校の奨学給付の割合：11.3%（平成26年度）

(注)

- ・就学援助：経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、区市町村が必要な援助を実施（学校教育法第 19 条）。生活保護法が規定する要保護者等が対象。学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、PTA 会費等について補助
- ・高校生等奨学給付金：授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援。生活保護受給世帯等が対象。授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費等

(3) 様々な家庭の形態がある現状に十分配慮しつつ、経済状況の課題等を抱えやすいひとり親家庭について把握しておくことも大切である。

不登校児童・生徒と同居している者について調査したところ、ひとり親家庭は、下表のとおりで、18 歳未満の子供（世帯員）のいる都内の一般世帯のうち「ひとり親と子供から成る世帯」の割合よりも高い割合となっている。

■不登校児童・生徒のうち、ひとり親家庭

	小学校	中学校	高校	高校中途退学者
ひとり親家庭の不登校児童・生徒	約2割	約3割	約3割	約3割

(注) 父又は母のどちらかの親とのみ同居している者。親以外に兄弟姉妹とも同居している場合を含むが、祖父母等と同居している者は除く。

東京都教育庁調べ（対象：平成26年度・27年度都内公立小・中学校の不登校児童・生徒の学級担任、都立高校長期欠席生徒の学級担任（抽出））（平成27年）
都立高校中途退学者等追跡調査（東京都教育庁）（平成24年）

(参考)

- ・18 歳未満の子供（世帯員）のいる都内の一般世帯のうち「ひとり親と子供から成る世帯」：11.0%
総務省「国勢調査」（平成 22 年）をもとに算出

【発達障害について】

平成 26 年度の不登校児童・生徒のうち、校長からみて「発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒の割合」について調査したところ、下表のとおりであった。

小・中学校や高校の通常の学級に在籍する、発達障害と考えられる児童・生徒の在籍状況を尋ねた調査よりも、高い割合となっている。

■不登校児童・生徒のうち、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒

	小学校	中学校	高校
発達障害の可能性があると考えられる不登校児童・生徒	約3割	約2割	約1割

東京都教育庁調べ（対象：都内公立小中学校、都立高校）（平成27年）

(参考)

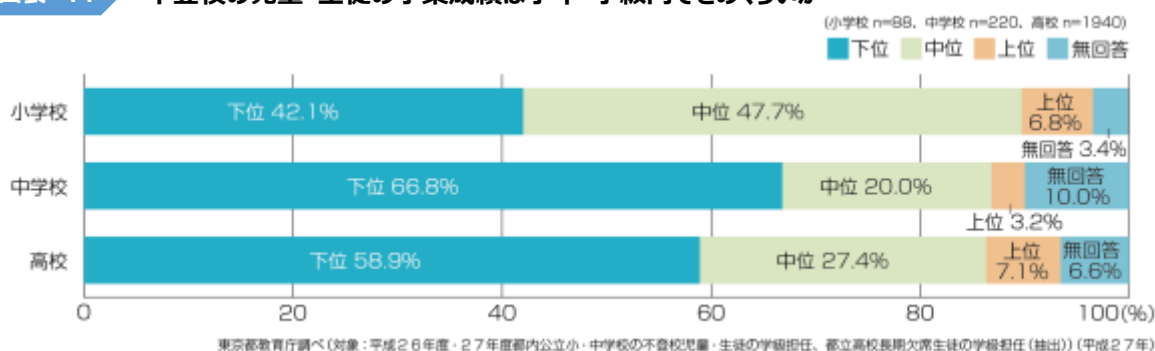
- ・都内公立学校の通常学級に在籍する、発達障害と考えられる児童・生徒
：小学校 6.1%、中学校 5.0%、高校 2.2%（平成 26・27 年東京都教育庁調査）

【学力について】

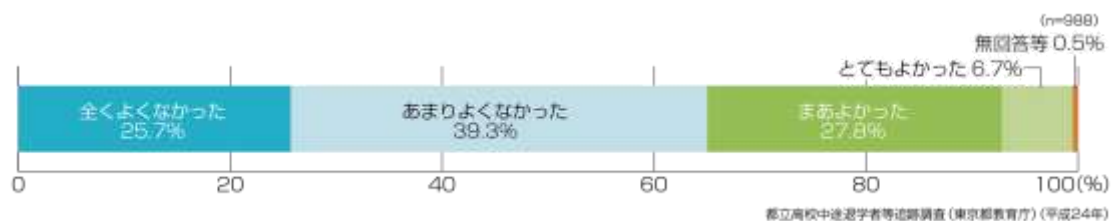
平成 26 年度の不登校児童・生徒に関して、学年や学級内での学業成績について、一部の学校の学級担任を対象に調査したところ、【図表 44】の状況であった。また、高校の中途退学者本人を追跡し、中学校時代の成績についての自己評価をアンケートした結果では、【図表 45】となっている。

ただし、学業成績が下位の者の中には、児童・生徒が本来持っている資質や能力にかかわらず、学校での学習につまずき学業への意欲が減退して成績が下位となっているケースや、欠席日数が重なって学校で授業や試験を受けていないことなどにより成績が下位になってしまうケースなど、様々なケースが考えられるため、留意が必要である。

図表 44 不登校の児童・生徒の学業成績は学年・学級内でどのくらいか



図表 45 中途退学者の中学校時代の学校の成績はどうだったか



1 小・中学校における不登校対策

(1) 学校における主な支援

	<p>不登校児童・生徒への対応</p> <p>不登校の児童・生徒に対しては、主に、児童・生徒の状況をよく知っている学級担任が相談・指導し、登校を働き掛けるなどの対応を行っていることが多い。</p> <p>また、養護教諭が児童・生徒の情緒の安定を図ったり健康相談活動を行うほか、校内で指名されている特別支援教育コーディネーターが対応しているケースもある。</p> <p>具体的には、登校を促すために電話や家庭訪問をして、学習や生活面での相談を受けたり、自宅に迎えに行ったりするなどの対応が行われている。また、保健室など教室とは別の場所に登校させて学習指導等に当たるといった対応も行われている。</p> <p>不登校児童・生徒への支援に当たって外部の機関と連携を必要とする場合は、その連絡や調整は、学校の管理職が、学級担任等からの相談を受けて行っていることが多い。</p> <p>不登校の課題を解決していくには、今後ますます外部機関との連携を強化する必要があり、その調整が円滑にできるような校内の体制を整えていく必要がある。</p> <p>不登校の課題に対応する校内組織</p>
	<p>多くの小・中学校では、不登校の課題への対応を行う組織を何らかの形で設けるなどして対応している。また、不登校児童・生徒の具体的な支援策の検討や校内における情報共有のために、ケース会議を定期的に行っているなどしている。</p> <p>都教育委員会は、平成 20 年度に「個別適応計画書」の様式（※）を作成し、区市町村教育委員会に、計画書を活用した取組の推進を通知している。都教育委員会が示した様式を参考に工夫・改善した取組を実施している区市町村もある。</p> <p>しかしながら、こうした取組を実施している学校は、小学校で全体の 3 割程度、中学校で 4 割程度となっている。また、計画書を作成している場合でも、児童・生徒等との対応経過の記録にとどまっているケースも少なくない。</p> <p>（※）個別適応計画書：不登校の児童・生徒ごとに、児童・生徒の欠席状況、不登校の理由、学校復帰に向けた支援計画や、児童・生徒や保護者とのやり取りなどを記録</p>

さらに、全ての公立小・中学校及び高校において、不登校やいじめなどの未然防止や解決を図るため重点的に取組を行う期間として、年3回、「ふれあい月間」（6月、11月、2月）を設けている。

この期間中に、教職員による全ての児童・生徒との面接やスクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施など、学校ごとに工夫した取組が行われている。また、都教育委員会は、全公立学校を対象に不登校児童・生徒の実態を把握する調査を実施し、効果的な取組の推進に向けて助言を行っている。

外部人材の活用

平成7年度から、都教育委員会は、都内公立学校にスクールカウンセラーの配置を開始し、順次拡大させ、平成25年度からは、全ての小・中学校に各1名（週1日）配置している（小学校1,292人、中学校627人（平成27年度））。また、これに加えて、独自にスクールカウンセラーを配置している区市町村もある。

スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを通して、児童・生徒の心のケアが行われており、とりわけ、小学校5学年と中学校1学年の児童・生徒については、スクールカウンセラーとの全員面接を年度当初などに行い、一人一人の児童・生徒が抱える課題の未然防止や早期発見に努めている。

さらに、平成20年度から、区市町村教育委員会において、スクールソーシャルワーカーによる学校への巡回訪問などにより、福祉等関係機関と連携した児童・生徒や家庭への支援を推進しており、平成27年度は46区市町村で129人が活用されている。具体的には、不登校やいじめ等の生活上の課題に対応するため、ソーシャルワークを活用して環境改善等の課題解決に当たっている。

スクールソーシャルワーカーの配置拡大を望む声は大きいものの、実際の学校現場での活動においては課題もある。

スクールソーシャルワーカーに対するアンケート調査によれば、「教職員に自己の役割や業務内容について十分に理解されていない」と感じている者が多い【図表46】。また、学校におけるスクールソーシャルワーカーとの対応窓口は、副校長等が担っているケースが多い【図表47】。

スクールソーシャルワーカーが学校においてその役割を十分に発揮していくためには、教職員の理解を促進することが必要であり、また、副校長をサポートし、教職員とスクールソーシャルワーカーが連携を密に図ることができるような環境づくりが必要である。

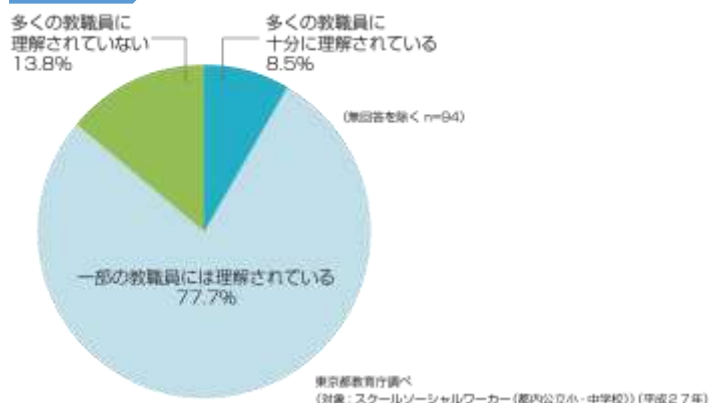
さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務日数が限られているため、迅速かつ柔軟な相談対応がしづらい、教員等と打合せをする時間を確保しづらいといった課題もある。

現在、国では、チームとしての学校・教職員の在り方について議論しており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関して、位置付けの明確化、日常的に相談できるような配置の拡充、資質の確保等を検討していく必要があるとしている。

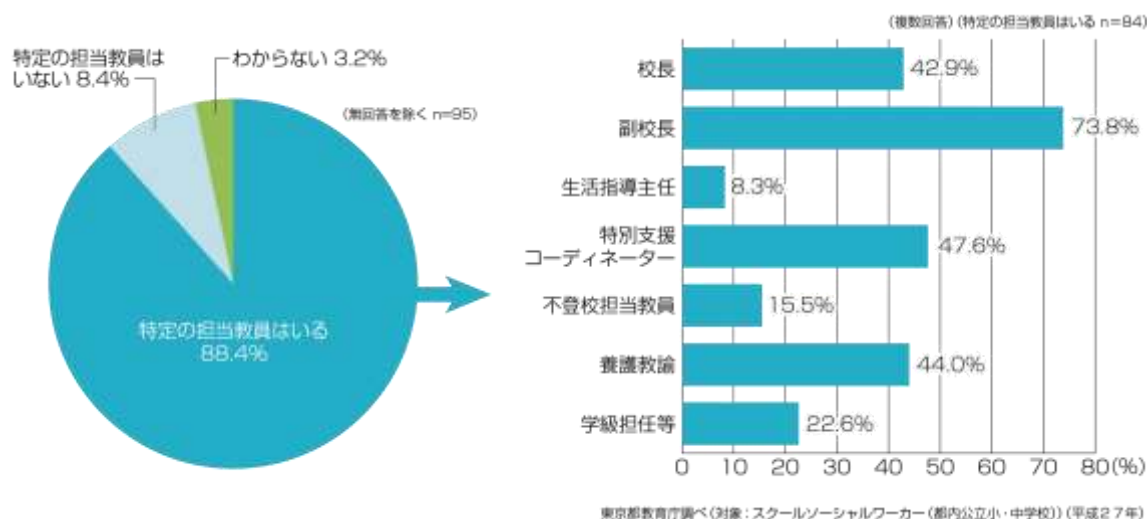
将来的には、こうした議論を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがその専門性を十分に発揮し、一層きめ細かい対応が可能となるよう、体制の充実が望まれる。

また、民生委員・児童委員等、地域の人材が支援員となって家庭を訪問し、児童・生徒や保護者を支援する「家庭と子供の支援員事業」が、29区市町村242校（平成27年度）で行われている。

図表 46 スクールソーシャルワーカーの業務について、教職員に十分に理解されていると思うか



図表 47 スクールソーシャルワーカーの業務を行う上で、学校に窓口となってくれる教員はいるか。また、そうした教員がいる場合、それは誰か



(2) 公的支援機関による学校外における支援

区市町村教育委員会は、教育相談所（室）を設置し（71 か所（平成 26 年度現在））、不登校の児童・生徒やその保護者からの相談に応じたり、学校・教員に対する助言を行っている。

また、区市町村教育委員会は、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、学校外の施設として、教育支援センター（適応指導教室）を設置している（区市町村の公共施設、学校の空き教室や廃校舎等を活用）。

都内では平成 2 年度から設置が開始され、平成 26 年度現在、都内 51 区市町において 76 教室が設置されており、教科学習、体験活動、カウンセリング等の指導が行われている。【図表 48】

教育支援センター（適応指導教室）は、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、通室児童・生徒の学校復帰を支援し、社会的自立に資することを目的としている。【図表 49・50】

教育支援センター（適応指導教室）では、通室している児童・生徒のうち、2 割程度が学校に復帰するなど、一定の成果を上げている。

しかしながら、通室している児童・生徒数は、不登校児童・生徒全体の 2 割程度である。

また、児童・生徒の中には、学校復帰までに長い期間を要する者もいれば、学校にどうしてもなじみず復帰が難しい者や復帰を望まない者もいる。こうした児童・生徒は、学校に復帰しないまま、上級学校への進学の時を迎えるが、学習の遅れが生じているケースもあり、進学先の選択に少なからず影響しているものと考えられる。

図表 48 都内区市町村における教育支援センター（適応指導教室）の設置状況

- 施設数…51 区市町に 76 教室
- 指導員…非常勤職員（退職教員等）がほとんど
- 活動内容…教科学習、体験的な活動、スポーツ、相談 等
- 在籍児童・生徒数（平成 26 年度間） ※国公立学校の児童・生徒の計
1,947 人（小学生 382 人・中学生 1,565 人）（うち、国立・私立学校の児童・生徒 22 人）
～ 不登校児童・生徒数全体（平成 26 年度）の約 2 割 ～

■学年別

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学生	6人	7人	24人	66人	114人	165人	382人

	1年生	2年生	3年生	合計
中学生	322人	554人	689人	1,565人

教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）のうち東京都分

- 学校復帰率（平成 26 年度） ※国公立学校の児童・生徒の計
小学生 25% 中学生 18%

■学校復帰率

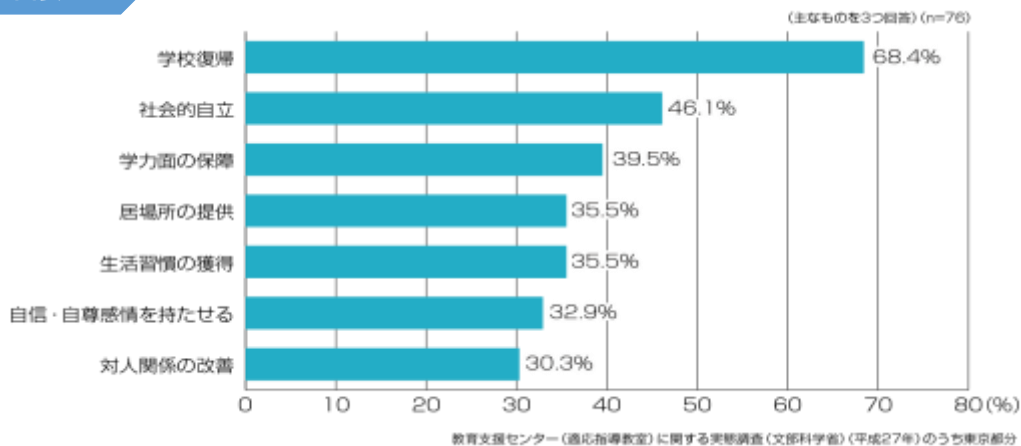
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全体
小学生	33%	29%	33%	26%	22%	25%	25%

	1年生	2年生	3年生	全体
中学生	16%	18%	20%	18%

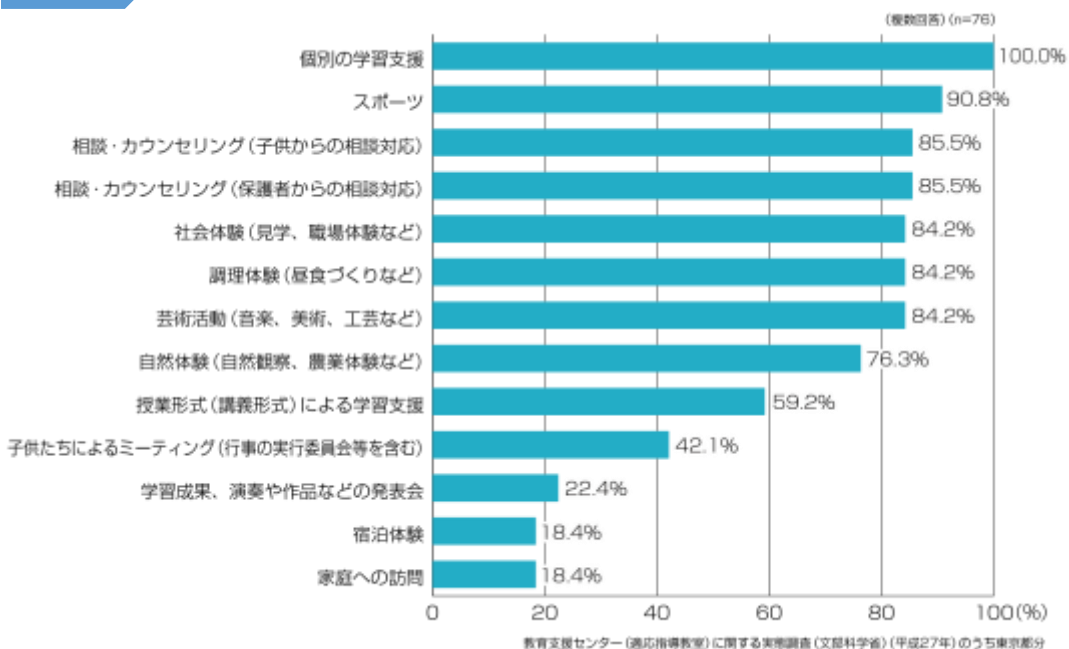
教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）のうち東京都分

不登校児童・生徒が、教育支援センター（適応指導教室）で相談・指導を受けた場合には、校長は、指導要録上出席扱いにできることとされており（平成4年文部省初等中等教育局長通知・平成15年文部科学省初等中等教育局長通知）、平成26年度にこの措置がとられた者は、約9割となっている（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の東京都公立学校分）。

図表 49 教育支援センター（適応指導教室）において重要と考えている目標



図表 50 教育支援センター（適応指導教室）において行っている活動



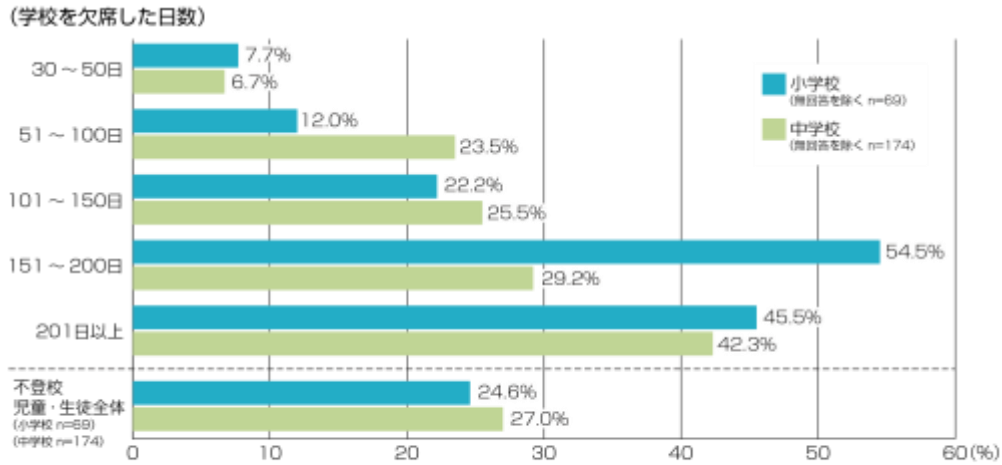
図表 51 教育支援センター（適応指導教室）における平均在籍期間（施設数）

		（施設数）						
平均在籍期間		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学生	3ヶ月未満	1	2	4	7	9	1	24
	3～6ヶ月未満	2		7	5	10	11	35
	6ヶ月～1年未満	1	3	4	13	15	22	58
	1年以上			1	2	7	11	21
中学生	3ヶ月未満	9	2	1	12			
	3～6ヶ月未満	29	15	7	51			
	6ヶ月～1年未満	18	37	35	90			
	1年以上	3	10	24	37			

（注）
例：ある教育支援センター（適応指導教室）に小学4年生の在籍者が2人いて、1人が2ヶ月、もう一人は7ヶ月である場合、2人の平均在籍期間である3～6ヶ月未満に1カウント

教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）のうち東京都分

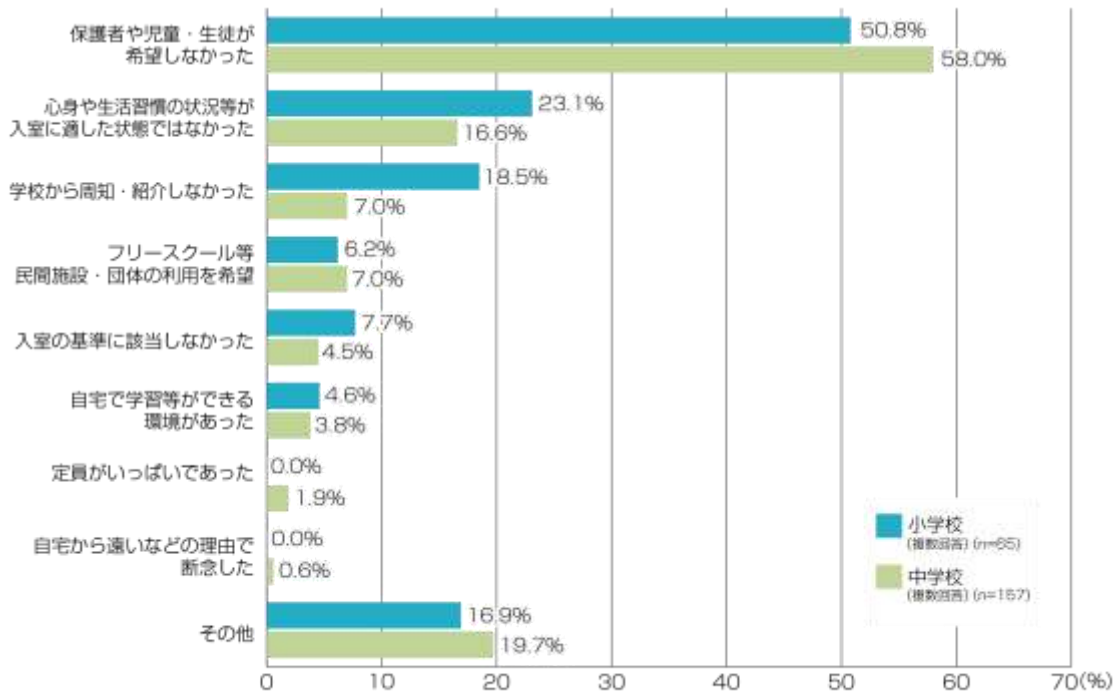
図表 52 不登校児童・生徒のうち、教育支援センター（適応指導教室）を利用している割合（欠席日数別）



(注) 表の見方 例：「151～200日」→26年度の欠席日数が151～200日の不登校児童・生徒のうち、小学校では54.5%が、中学校では29.2%が教育支援センター（適応指導教室）を利用している又は利用していた。

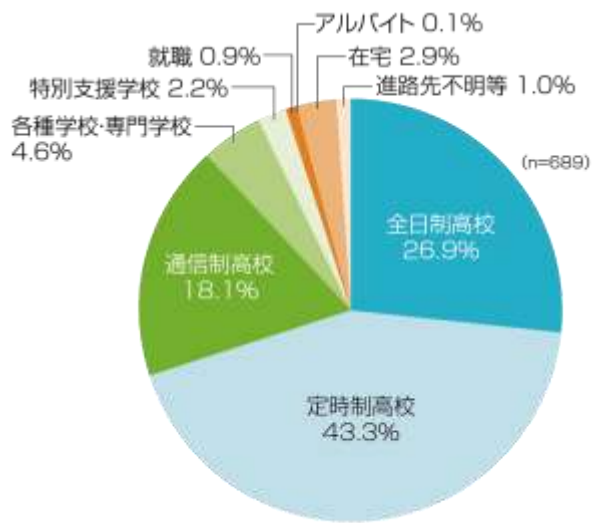
東京都教育庁調べ(対象：平成26年度都内公立小・中学校の不登校児童・生徒の学級担任(抽出)) (平成27年)

図表 53 不登校児童・生徒が教育支援センター（適応指導教室）に通っていない理由



東京都教育庁調べ(対象：平成26年度・27年度都内公立小・中学校の不登校児童・生徒の学級担任(抽出)) (平成27年)

図表 54 教育支援センター（適応指導教室）に在籍していた中学校3年生の進路（平成26年度）



教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査（文部科学省）（平成27年）のうち東京都分

2 高等学校における不登校・中途退学対策

(1) 多様な教育ニーズに応える高校づくり

高校においては、入学の段階で、生徒の能力・適性、興味・関心等に合った学校で生徒を受け入れていくことが、その後の不登校や中途退学を未然に防止する上での第一歩になると考えられる。

この点、都では、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等の多様化に対応するため、普通科目から専門科目まで幅広く学べる総合学科高校、学習時間帯を午前・午後・夜間の3部から選択して入学する昼夜間定時制高校など、多様なタイプの都立高校の設置が進められており、様々なニーズを持つ生徒を受け入れる体制を整えてきている。【図表 55】

図表 55 多様なタイプの都立高校

(平成27年4月1日現在)

校種	校数	特色	設置校
中高一貫教育校	10校	6年間の一貫した教育により様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図る。①中等教育学校、②併設型がある。	①桜修館・小石川・立川国際・南多摩・三鷹 ②白鷗・岡田・武蔵・富士・大泉
総合学科高校	10校	多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校で、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行う。	晴海総合・つばさ総合・杉並総合・若葉総合・青梅総合・葛飾総合・東久留米総合・世田谷総合・町田総合・王子総合
単位制高校	12校	①個性や特性、進路希望に対応した特色型 ②進学重視型 ③専門高校型	①飛鳥・芦花・上水・美原・大泉桜・翔陽・忍岡・板橋有徳 ②墨田川・国分寺・新宿 ③六郷工科
科学技術高校	2校	先端的な科学技術を学び、理工系や薬学系の大学への進学を目指す専門高校	科学技術・多摩科学技術
産業高校	2校	地域の産業界と連携し、生産（ものづくりの基礎）から流通（ビジネスに関わる企業活動の動き）、消費までの過程における関連性などを総合的に学習する専門高校	橘・八王子桑志
進学型商業高校 (ビジネス コミュニケーション科)	2校	ビジネスに関して基礎的・基本的な知識・技能を修得し、将来国際社会で活躍できるスペシャリストを育成するために、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした専門高校	千早・大田桜台
総合芸術高校	1校	我が国の芸術文化を支えていく、高度な専門性と幅広い教養、豊かな感性を備えた人材を育成するために設置された、都立高校唯一の芸術学科単独の専門高校	総合芸術
チャレンジ スクール	5校	小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、他部履修により3年での卒業も可能とする。	桐ヶ丘・世田谷泉・大江戸・六本木・桜ヶ丘
新たなタイプの 昼夜間定時制高校	4校	単位制・普通科で昼夜間講義の三部制の学校であり、様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育課程の編成を行う。	一橋・浅草・荻窪・八王子拓真
単位制高校 (昼夜間定時制)	2校	3年での卒業も可能な昼夜間定時制の単位制高校	新宿山吹・砂川
エンカレッジ スクール	5校	小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する学校として、社会生活を送るうえで必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定している。基礎・基本を徹底するとともに体験学習を重視している。	足立東・秋留台・練馬工業・蒲田・東村山

ここでは特に、チャレンジスクール、エンカレッジスクール及び単位制を採る高校の特色について、概略しておく。

【チャレンジスクール】

小・中学校で不登校の経験があったり、高校で長期欠席等が原因で中途退学を経験するなど、それまで自分の個性や能力を十分に発揮できなかった生徒のために、自分の夢や目標に向かってもう一度チャレンジできる高校として、チャレンジスクールが5校設置されている。

自分のライフスタイルや学習ペースに合わせて各時間帯（午前・午後・夜間の3部）を選んで入学する昼夜間の定時制で総合学科・単位制の高校であり、4年間かけて学ぶことを基本としているが、他部履修（他の時間帯の授業の履修）により3年間での卒業も可能となっている。

様々な専門科目を学ぶことができ、また、体験的な学習を重視している。スクールカウンセラーの配置などにより教育相談機能が充実しており、心のケアに配慮した指導が行われている。

【エンカレッジスクール】

小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する高校として、エンカレッジスクールが5校指定されている。

生徒の学び直しの意欲と熱意を重視し、学力検査によらない入学者選抜が行われている全日制の高校である。第1学年の国語、数学、英語を中心に30分授業を実施し、午前中は座学、午後は体験学習及び選択授業が中心となるよう時間割を編成するとともに、習熟度別授業や学び直しに特化した科目の設置などにより、学力差の大きい生徒一人一人に目が行き届くように配慮されている。

こうした取組により、当該校における中途退学者数は、エンカレッジスクール指定前に比べて大きく減少している。

【単位制を採る高校】

単位制を採る高校は、学年の枠にとらわれずに、生徒の興味・関心、進路希望に応じて、幅広い選択科目の中から多様な学習をしていくことが可能となっている。また、学年制と異なり、中途退学の要因ともなりやすい原級留置（いわゆる留年）は基本的に行われていない。

生徒が自分のライフスタイルや学習ペースに合わせて学習時間帯（午前・午後・夜間）を選択して入学する昼夜間定時制高校も単位制を採っており、4年間かけて学ぶことを基本としているが、他部履修（他の時間帯の授業の履修）や学校外での学修成果の単位認定等により3年間での卒業も可能である。

(2) 学校における主な支援

学校によって異なる課題

高校においては、小・中学校とは異なり、学校のタイプ、課程、学科、学年等によって、不登校や中途退学の課題の表れ方に大きな差が見られることが特徴である。

例えば、定時制では、対人関係がうまく築けないことによって不登校になったり中途退学する傾向が多く見られる。また、専門高校では、学校の規律や実習等の授業になじめずに中途退学する傾向が多く見られる。それぞれの課題に応じた対応が不可欠である。

組織的な取組の推進

不登校の生徒や中途退学しようとしている生徒への対応は、小・中学校と同様に、生徒の状況をよく知っている学級担任が主に相談・指導するほか、養護教諭等が対応している。また、学年の教員で連携・協力しながら対応している高校もある。

さらに、都立高校において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「中退防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。

以前は中途退学者の多い高校のみでの取組であったが、平成 27 年度からは全ての高校で実施されており、効果的な取組の推進が望まれる。

また、各高校では、成績会議等において、生徒の欠時数の状況、学習状況等について情報交換を行い、成績不振者等に対しては生徒や保護者との面接等を通じて、早期に改善を促す取組などが行われている。

高校によっては、校内で関係する教員（管理職、学級担任、養護教諭、生活指導部、進路指導部、各学年）と、スクールカウンセラーや精神科医等の専門家等により、生徒への対応について協議・決定する取組も行われている。

さらに、各高校では、学ぶことや働くことへの意欲を引き出し、自立に向けた意識を醸成するため、企業等と連携した体験的な教育プログラムの実施等、キャリア教育の推進が行われている。

また、習熟度別授業の推進、生徒が興味・関心を持てる科目の設置等の教育課程の工夫、補充指導の実施、進級・卒業規定の弾力化、生活指導の徹底など、不登校や中途退学を未然に防止する様々な取組が展開されている。

とりわけ、生活習慣が乱れ遅刻・欠席を繰り返す生徒や、いわゆる問題行動を起こす生徒等に対しては、保護者の協力も得ながら、教員による粘り強い指導が行われている。

生徒に、問題行動等に至った原因について振り返りをさせながら、再発防止に向けて繰り返し指導することにより、自立した社会人に成長できるよう、指導・支援していくことが大切である。

外部人材の活用

高校においても、小・中学校と同様、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを通して、生徒の心のケアが行われている。平成 25 年度からは、全ての高校にスクールカウンセラーが各 1 名（原則として週 1 日）配置され（186 人（平成 27 年度））、高校 1 学年については生徒全員との面接が年度当初などに行われている。

さらに、都教育委員会は、平成 27 年度から、スクールソーシャルワーカー 7 名による都立学校 13 校（高校 9 校・特別支援学校 4 校）への巡回訪問により、福祉等関係機関と連携した支援を行っている。

高校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについても、小・中学校と同様の課題がある（36 ページ参照）。

(3) 中途退学者等の自立支援

中途退学者や進路未決定者を就労や就学につなげる支援を充実させるため、都教育委員会では、若者支援に実績のあるNPOと連携し、卒業後の進路が決まっていない在校生等への面談を通して、進路決定を支援する取組（モデル事業）を、平成25年度から2地区10校で展開している。

また、都教育相談センターでは、平成17年度から青少年リスタートプレイス事業を展開している。中途退学者、高校未就学者、不登校児童・生徒やその保護者への情報提供等の進路支援を行うため、進路情報の提供と個別の相談を行う「電話・来所相談」や「進路相談会」、保護者が専門家を交えて共に考える場としての「つどい」、都立高校への就学に向けて支援する「就学サポート」が行われている。

今後、活動内容を保護者や中途退学者等に一層周知し、利用を促進する必要がある。

さらに、都教育委員会では、都立高校補欠募集を年3回行っており、転学（高校に在籍している生徒が引き続き他の高校の相当学年に入学すること。）や編入学（高校入学後1学年以上の課程を修了し、一度退学した後に、改めて高校に入学すること等）する機会を設けている。【図表56】

図表 56 都立高校補欠募集（平成27年第2学期募集）の実施状況

	学年	募集人員	応募人員	受験人員	合格人員	合格率
全日制	第1学年	613(298)	215	213	75	35.2%
	第2学年	1,372(1,078)	57	56	17	30.4%
	第3学年	2,310(1,992)	4	4	1	25.0%
	合計	4,295(3,368)	276	273	93	34.1%
定時制 (学年制)	第1学年	752	36	35	32	91.4%
	第2学年	778	23	23	20	87.0%
	第3学年	762	2	2	2	100.0%
	第4学年	930	4	4	4	100.0%
	合計	3,222	65	64	58	90.6%
定時制 (単位制)	第1学年	116	48	48	41	85.4%
	第2学年相当以上	2,185	71	66	33	50.0%
	合計	2,301	119	114	74	64.9%
通信制	第1学年相当	122	42	40	36	90.0%
	第2学年相当以上	227	50	47	27	57.4%
	合計	349	92	87	63	72.4%

(注) 転勤等による都外からの一家転住者のための区分を除く。

募集人員欄の()は、高しよの高校の募集人員を除いたもの

転学や編入学に当たっては、原則として学力検査や面接が実施されているが、中途退学した者が、退学後2年以内程度の間、退学前の高校の同一課程に編入学（再入学）する場合には、学力検査を実施せずに、作文及び面接のみで選考を行うことができる制度も設けている。

また、チャレンジスクールにおいては、補欠募集以外に、入学した高校が本人の適性等に合わなかった1年次生を対象に、9月に転入学を受け入れるための募集枠を設けている。

なお、都立高校を退学等して、いわゆるサポート校に通うことを選択する生徒も少なくない。

サポート校では、提携している私立高校の通信制課程の卒業資格を得るための指導などを行っている。この場合、サポート校と高校の両方の学費が必要となっている。

3 民間による支援

フリースクール等民間施設・団体では、不登校等の児童・生徒に、居場所を提供したり、学習や体験活動等の機会が提供されている。

それぞれの施設・団体の考え方にに基づき、子供たちの自立を支えようと、自立支援のためのプログラムや学習支援、家族支援等の独自の活動が行われている。

文部科学省が平成 27 年に実施した調査によると、小・中学生を受け入れているフリースクール等の団体・施設は全国に 400 程度あり、回答のあった約 300 の団体・施設に計約 4,200 人の小・中学生が在籍していることが明らかになった（文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」（平成 27 年 8 月））。

フリースクール等は、NPOとして活動している団体のほか、任意団体や個人として経営しているところが多い。また、これらの施設・団体は、学校教育法第 1 条に規定する「学校」に該当せず、通常の学校としての認可は受けていない。このため、多くの児童・生徒は、学校に籍を置きながら、フリースクール等を利用している。

このほか、家庭訪問や電話により相談支援を行ったり、社会体験活動を通して支援するなど、様々な活動が、民間において実施されている。

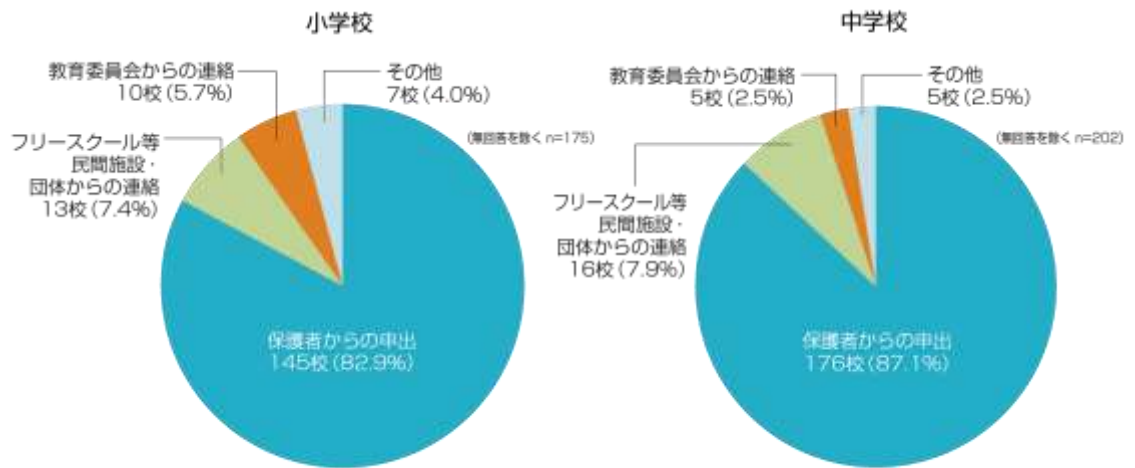
こうした民間施設・団体を利用している不登校児童・生徒は、都内公立学校では、平成 26 年度は 175 人（小学校 53 人、中学校 100 人、高校 22 人）と報告されている（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の東京都公立学校分）。

しかしながら、不登校児童・生徒がフリースクール等民間施設・団体を利用しているか否かについて、学校は、保護者からの申し出により知り得るケースがほとんどであることから【図表 57】、前述とは別に、学校が把握できていないケースもあると考えられる。

不登校児童・生徒が、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の学校外の公的機関や民間施設において相談・指導等を受けた場合について、一定の要件を満たすときは、校長は、指導要録上出席扱いにできることとされている（平成 4 年文部省初等中等教育局長通知・平成 15 年文部科学省初等中等教育局長通知）。

民間施設・団体で相談・指導等を受けた都内公立小・中学生のうち、平成 26 年度に前述の取扱いがとられた者は、約 5 割となっている（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）の東京都公立学校分）。

図表 57 学校は、フリースクール等を利用している児童・生徒について、どのように把握したか



東京都教育庁調べ(対象: 区内公立小・中学校) (平成27年)

不登校や中途退学に至った児童・生徒への支援策を考えるに当たり、児童・生徒が、将来、社会的・職業的に自立できるよう、どういった支援をどのように行っていくべきかという観点から、検討を進めていく必要がある。

具体的には、児童・生徒が不登校になり、また、生徒が高校を中途退学して、学校での学びを受けることができなくなった場合において、「子供の育ち」という観点から見て、大きく4つの視点からのアプローチが考えられる。

第一の視点は、学校で定められた学習を行い、必要な学力の向上等を図ることについて、児童・生徒にどのように保障していくのかという点である。

不登校や中途退学に至ると、学校のカリキュラムに沿った学習が困難になる。このため、児童・生徒への学習支援をどのように行うかということが、支援の視点となる。

第二の視点は、こうした学校での学習が合わないために、不登校になったり中途退学するケースの場合、自己有用感を育み自分に自信を持つとともに、学校の所定のカリキュラムから少し離れ、児童・生徒自身がやりたいことや学びたいことを優先することによって、学習意欲の向上を図り、必要な力を習得するといった柔軟な学び方を、どのように実現していくかという点である。

また、「子供の育ち」を考えると、教科の学習だけでなく、学校や学級という集団生活の中で友人等と切磋琢磨^{せつさたくま}し、また集団の中でつながることの体験に加えて、コミュニケーションの取り方や社会性を身に付けることも必要である。

第三の視点は、不登校や中途退学に至ると、孤立しがちとなり、こうした社会的な体験をする機会を失うことになるため、どこでどういった体験をし、つながることの大切さや社会性を習得していくかという点である。

他方、一般的に、社会から、例えば就職等の際に、いわゆる学歴を求められることがある。これは、学校という集団に属し、一定期間必要な学習や社会的な体験をしたという事実の証明を、求められていると考えることができる。

第四の視点は、不登校や中途退学に至った場合、こうした体験の不足から、社会の側から不利益を受けるおそれがあるが、そうした事態に陥らないよう、一定の学習や体験をして必要な力が身に付いていることの証明を、どう担保するかという点である。

以上のアプローチは、子供の状況や子供が置かれている環境によって、必要性が異なるものである。このため、各支援主体が、個々の児童・生徒の状況を見極めながら、一人一人に合った支援をどのように行うのかについて検討していく必要がある。